



# 宮崎県公報

令和8年1月8日(木曜日) 第677号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目次

頁

## 告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 ..... (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (〃) 1
- 救急病院の認定 ..... (医療政策課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 ..... (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知(12件) ..... (自然環境課) 2
- 保安林の指定施設要件の変更予定の通知 ..... (〃) 4
- 道路の区域の変更(3件) ..... (道路保全課) 4
- 道路の供用の開始(3件) ..... (〃) 5
- 道路の占用を制限する区域の指定 ..... (〃) 6

## 公 告

- まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわ  
し太平洋系群に関する令和8管理年度における  
知事管理漁獲可能量 ..... (漁業管理課) 6
- 病院局公告**
- 落札者等の公告(2件) ..... 6
- 選挙管理委員会告示**
- 令和7年7月20日執行の参議院宮崎県選出議員  
選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告  
書の要旨 ..... 7
- 令和7年9月28日執行の宮崎県議会串間市選出  
議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する  
収支報告書の要旨 ..... 14
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示 ..... 16

## 告示

## 宮崎県告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
井上歯科	都城市姫城町25-38	令和7年10月31日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目16 46番地1	令和7年9月30日
ニシムタ薬局五十市店	都城市五十町2375-5 スーパー・センターニシムタ五十市店内	令和7年12月1日
友愛薬局	延岡市中央通2丁目2 -8	令和7年12月1日

## 宮崎県告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
井上歯科	都城市姫城町25-38	令和7年10月31日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目16 46番地1	令和7年9月30日

## 宮崎県告示第11号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北5202

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300892	訪問介護サービスななせ	延岡市日の出町2丁目3番地2	株式会社ななせ	延岡市日の出町2丁目3番地2	令和7年12月31日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

**宮崎県告示第13号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字広原字木場野5932-1、5932-5、5932-6、5932-14、5932-15

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

宇木場野5932-1、5932-6・5932-14・5932-15（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第14号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字古川308、314-1

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第15号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字平瀬75-7

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第16号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字石河内字糸山732、733、736、739

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字松尾3  
-7

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字松尾6  
-3

2 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市南西方字黒沢津肥6488-3  
、6489-1、6490、6492、6492-乙、6492-丙、6497、6497-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市南西方字黒沢津肥6595-乙  
、6596、6598、字西木場7360-2、7360-5から7360-8まで、  
7360-16、7360-18、7361、7361-1、7361-2、7362

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市南西方字山仁田7280から72  
82まで・7283-1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。  
)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第22号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市南西方字西木場7342-77・7342-81・7342-83・7342-84(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、7342-87
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第23号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
小林市(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第24号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字沢水120、127、146
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第25号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西諸県郡高原町大字広原字木場野5932-3、5932-4、5932-13
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かんよう
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字木場野5932-3・5932-4・5932-13(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第26号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県公報

令和8年1月8日(木曜日) 第677号

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸102番6地先から同郡同村同大字同字102番6地先まで	旧	4.1~4.9	32.3
				新	4.1~8.5	32.3

## 宮崎県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
6	県道	日之影宇目線	西臼杵郡日之影町大字見立字森より西南1956番5地先から同郡同町同大字字川の詰2357番3地先まで	旧	4.4~11.6	134.0
				新	9.0~16.0	134.0

## 宮崎県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡新富町大字新田字下谷川17958番1から同郡同町同大字字中原17180番	旧	10.4~17.4	245.3
				新	15.0~116.8	245.3

			16地先まで		
--	--	--	--------	--	--

## 宮崎県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸102番6地先から同郡同村同大字同字102番6地先まで	令和8年1月8日

## 宮崎県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
6	県道	日之影宇目線	西臼杵郡日之影町大字見立字森より西南1956番5地先から同郡同町同大字字川の詰2357番3地先まで	令和8年1月8日

## 宮崎県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字瀬ノ口18255番7地先から同郡同町同大字字湯之宮18608番6地先まで	令和8年1月8日

## 宮崎県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年1月8日から同年同月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸102番6地先から同郡同村同大字同字102番6地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和8年1月23日

## 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年12月23日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1、第2及び第3の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

## 第1 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	3,261トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

## 第2 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	9,263トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

## 第3 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県かたくちいわし漁業	107,000トンの内数

## 病院局公告

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年1月8日

県立宮崎病院長 嶋本富博

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
内視鏡手術支援ロボット周辺機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号
- 落札者を決定した日  
令和7年11月18日
- 落札者の氏名及び住所  
アイテーアイ株式会社宮崎支社  
宮崎市清武町加納3丁目10番
- 落札金額  
83,919,000円
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和7年10月6日

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年1月8日

県立宮崎病院長 嶋本富博

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
多目的デジタルX線TVシステム 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

- 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
山下医科器械株式会社宮崎営業所  
宮崎市吉村町大田ヶ島甲 401番地2
- 5 落札金額  
45,644,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和7年10月23日

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院宮崎県選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
35,109,200 円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	北川 哲平	所属党派	NHK党	期間	7月3日から 7月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	北川 哲平					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名) 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	人件費	0	
NHK党	政治団体	106,361	家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集合会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	106,361	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	0	
その他の寄附	件	0	休泊費	0	
その他の収入		0	雑費	0	
今回計		106,361	今回計	106,361	
前回計		0	前回計	0	
総計		106,361	総計	106,361	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和 7 年 8 月 4 日 第 1 回報告分
----------	-------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院宮崎県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

35,109,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	滋井 邦晃	所属党派	参政党	期間	3月24日から 7月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	横堀 仁志					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名) 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	人件費	0	
		円	家屋費	27,421	
参政党宮崎県支部			選挙事務所費	27,421	
連合会	政党支部	1,517,596	集合会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	1,062,696	
			広告費	4,622,487	
			文具費	49,390	
			食糧費	0	
その他の寄附	8件	130,001	休泊費	16,500	
その他の収入		0	雑費	10,398	
今回計		1,647,597	今回計	5,788,892	
前回計		0	前回計	0	
総計		1,647,597	総計	5,788,892	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	459,030円
	ポスターの作成	541,266円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	3,271,000円
	計	4,271,296円

報告書受理年月日	令和7年8月4日 第1回報告分
----------	-----------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院宮崎県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

35,109,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長峯 誠	所属党派	自由民主党	期間	6月2日から 7月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	栗山 真也					

収入	支 出	円
主たる寄附		
(氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)	
自由民主党宮崎県	人 件 費	880,000
参議院選挙区第二支部 政党支部 4,372,305	家 屋 費	1,995,062
	選挙事務所費	1,777,882
	集合会場費	217,180
	通 信 費	0
	交 通 費	0
	印 刷 費	2,552,000
	広 告 費	4,523,163
	文 具 費	42,881
	食 糧 費	231,835
その他の寄附 件 0	休 泊 費	235,800
その他の収入 0	雜 費	381,172
今 回 計 4,372,305	今 回 計 10,841,913	
前 回 計 0	前 回 計 0	
総 計 4,372,305	総 計 10,841,913	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	338,800 円
ビラの作成	858,000 円
ポスターの作成	1,355,200 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015 円
政見放送のための録画等	3,279,000 円
計	6,469,608 円

報告書受理年月日	令和 7 年 8 月 4 日 第 1 回報告分
----------	-------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院宮崎県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

35,109,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長峯 誠	所属党派	自由民主党	期間	7月31日から 8月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	栗山 真也					

収入	支出
主たる寄附	円
(氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)
自由民主党宮崎県 参議院選挙区第二支部 政党支部	136,076
	円
その他の寄附	件 0
その他の収入	0
今回計	136,076
前回計	4,372,305
総計	4,508,381
	今回計 136,076
	前回計 10,841,913
	総計 10,977,989

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	338,800円
	ピラの作成	858,000円
	ポスターの作成	1,355,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015円
	政見放送のための録画等	3,279,000円
	計	6,469,608円

報告書受理年月日	令和7年8月8日 第2回報告分
----------	-----------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院宮崎県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,109,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山内 佳菜子	所属党派	立憲民主党	期間	6月6日から 8月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	満行 潤一					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名) 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	人件費	1,810,600	
			家屋費	595,460	
立憲民主党	政党	5,000,000	選挙事務所費	441,800	
森林労連	政治団体	50,000	集合会場費	153,660	
大築 紅葉	国会議員	30,000	通信費	174,090	
立憲民主党宮崎県			交通費	596,334	
参議院選挙区第1総支部	政党支部	2,500,000	印刷費	2,101,300	
			広告費	4,478,835	
			文具費	40,408	
			食糧費	278,352	
その他の寄附	1件	10,000	休泊費	535,400	
その他の収入		0	雑費	339,380	
今回計		7,590,000	今回計	10,950,159	
前回計		0	前回計	0	
総計		7,590,000	総計	10,950,159	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	339,200 円
	ピラの作成	869,700 円
	ポスターの作成	892,400 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	188,100 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	115,500 円
	政見放送のための録画等	3,275,000 円
	計	5,864,037 円

報告書受理年月日	令和 7 年 8 月 4 日 第 1 回報告分
----------	-------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院宮崎県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

35,109,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山内佳菜子	所属党派	立憲民主党	期間	8月27日から 10月1日まで	第2回分
出納責任者氏名	満行潤一					

収入		支出	
主たる寄附		円	
(氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	172,750
		家屋費	960,380
	円	選挙事務所費	25,000
		集合会場費	935,380
		通信費	0
		交通費	56,310
		印刷費	444,650
		広告費	631,950
		文具費	127,825
		食糧費	19,489
その他の寄附	件 0	休泊費	125,310
その他の収入	138,795	雑費	104,009
今回計	138,795	今回計	2,642,673
前回計	7,590,000	前回計	10,950,159
総計	7,728,795	総計	13,592,832

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ビラの作成	869,700円
	ポスターの作成	892,400円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	188,100円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	115,500円
	政見放送のための録画等	3,275,000円
	計	5,864,037円

報告書受理年月日	令和7年10月24日 第2回報告分
----------	-------------------

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和 7 年 9 月 28 日執行 宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,023,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野 通博	所属党派	無所属	期間 7月30日から 10月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	河野 通博				

収入	支 出
主たる寄附	円
(氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)
	人件費 20,000
	家屋費 80,000
	選挙事務所費 80,000
	集合会場費 0
	通信費 0
	交通費 0
	印刷費 964,500
	広告費 134,000
	文具費 0
	食糧費 10,800
その他の寄附 件 0	休泊費 0
その他の収入 300,000	雑費 19,800
今回計 300,000	今回計 1,229,100
前回計 0	前回計 0
総計 300,000	総計 1,229,100

項目	金額
ビラの作成	128,000 円
ポスターの作成	836,500 円
計	964,500 円

報告書受理年月日	令和 7 年 10 月 7 日 第 1 回報告分
----------	--------------------------

## 内水面漁場管理委員会指示

### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 173号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第1項及び第 171条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権漁場における増殖について、次のとおり指示する。

令和 8 年 1 月 8 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

#### 1 増殖義務

令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日までの間に別表 1 の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ魚種及び数量（増殖行為）の欄に掲げる増殖を行わなければならない。ただし、履行が困難な場合等にあっては、他の方法に替えることができる。

#### 2 あゆ、こい、ふな、やまめ、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

#### 3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、令和 8 年 7 月 31 日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和 9 年 1 月 31 日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

#### 4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表1

漁業権番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)										
			あゆ	こい	ふな	おいかわ	うぐい	やまめ	うなぎ	わかさぎ	もくずがに		
			稚魚放流	稚魚放流	稚魚放流	稚魚放流	稚魚放流	稚魚放流	稚魚放流	発眼卵	天然種苗放流		人工種苗放流
			(kg)	(尾)	(尾)	(尾)	(尾)	(尾)	(kg)	(万粒)	(尾)		(尾)
内共第1号	北川	北川漁業協同組合外2組合	153	3,510	360	1,080		2,250	18		375	又は	3,000
内共第2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	140	720		1,800		1,800	25		413	又は	3,300
内共第3号	五ヶ瀬川(河口)	祝子川漁業協同組合外1組合	80			1,080			18		226	又は	1,800
内共第4号	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川漁業協同組合外3組合	1,108			3,562		30,400	80		1,600	又は	12,800
内共第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	45	1,800				1,620	32		125	又は	1,000
内共第6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,080	1,080				15		90	又は	720
内共第7号	耳川	西郷漁業協同組合外5組合	113	21,600	1,440	1,440		13,590	157	363	3,150	又は	25,200
内共第8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	19					900	14		450	又は	3,600
内共第9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	11					360	4		90	又は	720
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	4	3,600	360				8		165	又は	1,320
内共第11号	小丸川	小丸川漁業協同組合外1組合	150			17,100		10,800	97		625	又は	5,000
内共第12号	一ツ瀬川	新佐川漁業協同組合外3組合	226			22,800		16,000	160		688	又は	5,500
内共第13号	石崎川	新佐川漁業協同組合外1組合		6,840	810				18		176	又は	1,400
内共第14号	大淀川	都城淡水漁業協同組合外11組合	414	90,182	4,290	15,840	21,600	7,920	413		4,125	又は	33,000
内共第15号	清武川	境川漁業協同組合外2組合	58						36		1,375	又は	11,000
内共第16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	11						9		563	又は	4,500
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	27	9,360	540			4,500	18				
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	124	10,800				2,520	37		8,250	又は	66,000
内共第19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	23					900	32		275	又は	2,200
内共第20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	9						9		113	又は	900
内共第21号	御池	小林高原野尻漁業協同組合	10	3,000	500	1,200			30	300			

## &lt;放流する魚種の体重・体長等&gt;

- |         |            |          |               |
|---------|------------|----------|---------------|
| 1. あ ゆ  | 体重 3~10グラム | 6. やまめ   | 体重 5~10グラム    |
| 2. こ い  | 体重 5グラム以上  | 7. うなぎ   | 体重 10~100グラム  |
| 3. ふ な  | 体重 5グラム以上  | 8. わかさぎ  | 発眼卵           |
| 4. おいかわ | 体重 1グラム以上  | 9. もくずがに | 体重 20~60グラム   |
| 5. うぐい  | 体重 5グラム以上  |          | 又は甲幅4ミリメートル以上 |

